

【館山市地域福祉計画・地域活動計画(成年後見制度利用促進基本計画) 令和 6 年度各課取組状況】

1 この計画の目的

認知症や障がいなどで判断能力が不十分になっても、権利が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的に、成年後見制度の利用促進や相談体制の整備に取り組んでいます。

評価区分

A:実施率 90%以上／B:50%以上 90%未満／C:50%未満／D:未実施

2 主な取組状況

① 権利擁護の広報・啓発

研修会やシンポジウム(市民後見シンポジウム等)を開催し、権利擁護・成年後見制度の周知を継続(B・C 評価)

→ 今後も、市民向けの分かりやすい啓発を続けていきます。

② 相談支援とネットワーク

巡回相談や窓口・電話・訪問による相談を実施し、年間を通じて多くの相談に対応(B 評価)

福祉・法律・医療などの関係機関が集まる会議等を通じて、地域の連携体制を強化(B 評価)

→ 相談しやすい体制づくりは進んでいますが、「まちの縁側(仮称)」のような福祉総合相談の体制整備は今後の課題(D 評価)です。

③ 制度利用を支える仕組み

成年後見制度の申立費用や後見人報酬への助成を実施(A・B 評価)

→ 経済的な理由で利用をあきらめないよう支援を継続します。

法人後見については、調査研究や協力体制づくりを進めつつあり、本格実施は今後の課題(C・D 評価)です。

④ 市民後見人・親族後見人・任意後見人の支援

市民後見人候補者の名簿管理やフォローアップ研修を実施(B 評価)

令和 7 年度には養成研修を予定しています。

親族後見人への申立て支援や相談対応、研修会も継続(B 評価)

任意後見制度について、相談時の情報提供を実施(C 評価)

→ 後見人が安心して活動できるよう、研修と相談支援を引き続き行います。

3 全体のまとめ

相談体制や費用助成、市民・親族後見人への支援など、成年後見制度を「利用しやすくする」ための基盤は着実に前進しています(A・B が多い)。

一方で、福祉総合相談の場づくり(まちの縁側)、一人暮らし市民の保証人・看取り支援、法人後見実施機関の本格整備などは、まだ検討段階で今後の重点課題です(C・D)。

館山市は、安房地域権利擁護推進センターや社会福祉法人、関係機関と連携し、判断能力が低下しても安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。